

平成20年10月22日
青森県市町村振興課

平成20年度分の普通交付税の額の再算定について

平成20年10月22日付けで、青森県内の市町村に対して交付すべき平成20年度分の普通交付税額が別紙のとおり変更決定されました。

なお、今回変更決定した普通交付税の額は、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律(平成20年法律第84号)による改正後の地方交付税法(昭和25年法律第211号)及び地方税等減収補てん臨時交付金に関する省令(平成20年総務省令第116号)による改正後の普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)に基づいて算出した財源不足額から当該財源不足額の基礎となった基準財政需要額に調整率0.000438498を乗じて得た額を控除した額です。